

産業廃棄物処分委託（琵琶湖疏水記念館）仕様書

1 概要

本仕様書は、京都市上下水道局（以下、「局」という。）が別途契約した収集運搬業者（以下、「運搬業者」という。）が搬入した産業廃棄物を、受託者が適正に処分を行うためのものである。

なお、業務の施行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守のうえ、行うものとする。

2 場所

琵琶湖疏水記念館（京都市左京区南禅寺草川町17番地）

3 期限

契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 予定数量

年間の予定数量は150キログラムとする。

5 提出書類

(1) 業務着手前

ア 着手通知書	1部
イ 現場代理人通知書（経歴書添付）	1部
ウ 産業廃棄物処理業の許可証の写し （廃プラスチック、金属、ガラスくずの許可が明記されているもの）	1部
エ 労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し、 又はそれに代わるもの	1部

(2) 作業完了ごとに提出する書類

ア 処分結果報告書	月ごと	1部
イ 完了通知書（完了時以外は部分払請求書）	部分払いごと	1部
ウ 請求書（当局会計規程第12条関係）	部分払いごと	1部
エ その他必要書類等		必要数

6 業務内容

(1) 搬入方法

琵琶湖疏水記念館から排出される産業廃棄物の搬入については、局が別途契約する運搬業者が行うものとする。

(2) 処分方法

受託者は、局より排出された混載の産業廃棄物を適正に処分すること。

7 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 受託者は、局との連絡調整及び作業従事者の指揮監督を行わせるための現場代理人を選任のうえ現場代理人通知書（経歴書添付）を提出し、局の承諾を得ること。
また、現場代理人を変更したときは、速やかに局に届け出ること。
- (2) 受託者は、京都市長から受けた産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可証（廃プラスチック、金属、ガラスくずに関するものに限る。）の写しを、業務着手前に局に提出しなければならない。
- (3) 受託者への産業廃棄物の搬入は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎月1回、事前に運搬業者と協議した受付時間内に実施することとする。
また、搬入日等を変更する際にも、運搬業者と協議することとする。
なお、年末年始収集運搬作業期間の業務実施日については、別途、運搬業者と協議のうえ決定する。
- (4) 受託者は、当月分の搬入日ごとの搬入重量（1キログラム単位）、処分結果報告書を作成し、局に提出すること。

8 業務終了報告（産業廃棄物管理票の交付）

- (1) 受託者は、産業廃棄物の処分の際は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を運用すること。
- (2) 受託者は、処理終了後、マニフェストに必要な事項を記入のうえ、C2票を収集運搬業者に、D票は局に提出すること。
- (3) 上記(2)記載事項の完了をもって、業務終了報告とする。
- (4) 受託者は、処理後物を売却した場合は売却先を、製品化した場合はその旨を記入のうえ、E票を局に提出すること。

9 再委託等の制限

受託者は、本委託業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし書面により事前に局の承諾を得た場合はこの限りではない。

また、再委託先には、一人親方及び日雇労働者を含むものとする。

なお、再委託を行う場合には、全ての再委託の相手先から、暴力団又は暴力団員に該当しておらず、又は関係していない旨の誓約書を作成させ、速やかに局へ提出すること。

10 委託料の支払方法

委託料は、処理業務が完了した3か月ごとに、受託者の請求に基づき、3か月分をまとめて支払うこととする。

11 雑則

- (1) 仕様書などに疑義がある場合、入札前に説明を受けること。契約決定後、疑義が生じた場合は、局受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない履

行期間終了後、及び契約解除後も同等とする。

- (3) 受託者は、処分結果報告書及びマニフェスト等を郵送にて局に提出する場合は、10日以内に届くよう速やかに送付しなければならない。なお、郵送先については、契約決定後に別途指定する。
- (4) 契約が解除されたとき（委託契約書の局の解除権等に定める事項を含む。）に処理されていない廃棄物がある場合は、局、受託者協議のうえ決定する。
- (5) 本業務において、受託者が適正な処理を行うための情報（性状等）について、提供すべき事項は無いが、変更があった場合には、局は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更内容及び程度の情報を通知する。